

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2020-80976(P2020-80976A)

【公開日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2020-022

【出願番号】特願2018-215409(P2018-215409)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月12日(2020.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

第1始動条件が成立したことに基づいて第1識別情報の可変表示を実行可能であり、第2始動条件が成立したことに基づいて第2識別情報の可変表示を実行可能な可変表示手段と、

前記有利状態と、前記有利状態とは異なる特殊状態と、非特別状態と、前記非特別状態よりも前記特殊状態に制御されやすい特別状態と、に制御可能な遊技状態制御手段と、

遊技媒体が移動可能な経路のうち特定経路に設けられ、通過困難状態と通過容易状態とに変化可能な所定可変手段と、

前記特定経路に設けられ、通過困難状態と通過容易状態とに変化可能であり、前記特殊状態に制御されるときに通過容易状態に制御される特殊可変手段と、

を備え、

前記特定経路には、前記所定可変手段が通過容易状態のときに通過可能な特定始動領域と、前記特定始動領域とは異なる領域であって前記所定可変手段の状態によらずに通過可能な特別始動領域と、が設けられ、

前記特定始動領域及び前記特別始動領域のいずれかを遊技媒体が通過したことに基づいて、前記第2始動条件が成立し、

前記第1識別情報の可変表示結果が導出表示されるときよりも前記第2識別情報の可変表示結果が導出表示されるときの方が、前記特殊状態に制御されやすく、

前記特殊可変手段は、前記所定可変手段の下流側に配置され、

前記特別状態として、第1特別状態と、前記第1特別状態よりも有利度が高い第2特別状態とがあり、

前記第2特別状態では、前記第1特別状態よりも前記所定可変手段が通過困難状態に制御される割合が高く、

前記特定経路とは異なる所定経路に設けられ、遊技媒体の通過に基づいて前記第1識別情報の可変表示が実行可能となる所定始動領域をさらに備え、

前記特別始動領域は、前記所定始動領域と比べて、遊技媒体の通過に基づいて遊技者に付与される遊技価値が少ない、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(A) 遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

第1始動条件が成立したことに基づいて第1識別情報の可変表示を実行可能であり、第2始動条件が成立したことに基づいて第2識別情報の可変表示を実行可能な可変表示手段と、

前記有利状態と、前記有利状態とは異なる特殊状態と、非特別状態と、前記非特別状態よりも前記特殊状態に制御されやすい特別状態と、に制御可能な遊技状態制御手段と、

遊技媒体が移動可能な経路のうち特定経路に設けられ、通過困難状態と通過容易状態とに変化可能な所定可変手段と、

前記特定経路に設けられ、通過困難状態と通過容易状態とに変化可能であり、前記特殊状態に制御されるときに通過容易状態に制御される特殊可変手段と、

を備え、

前記特定経路には、前記所定可変手段が通過容易状態のときに通過可能な特定始動領域と、前記特定始動領域とは異なる領域であって前記所定可変手段の状態によらずに通過可能な特別始動領域と、が設けられ、

前記特定始動領域及び前記特別始動領域のいずれかを遊技媒体が通過したことに基づいて、前記第2始動条件が成立し、

前記第1識別情報の可変表示結果が導出表示されるときよりも前記第2識別情報の可変表示結果が導出表示されるときの方が、前記特殊状態に制御されやすく、

前記特殊可変手段は、前記所定可変手段の下流側に配置され、

前記特別状態として、第1特別状態と、前記第1特別状態よりも有利度が高い第2特別状態とがあり、

前記第2特別状態では、前記第1特別状態よりも前記所定可変手段が通過困難状態に制御される割合が高く、

前記特定経路とは異なる所定経路に設けられ、遊技媒体の通過に基づいて前記第1識別情報の可変表示が実行可能となる所定始動領域をさらに備え、

前記特別始動領域は、前記所定始動領域と比べて、遊技媒体の通過に基づいて遊技者に付与される遊技価値が少ない。

(1) 遊技者にとって有利な有利状態(大当たり遊技状態等)に制御可能な遊技機(パソコン遊技機1等)であって、

第1始動条件が成立したことに基づいて第1識別情報(第1特別図柄等)の可変表示を実行可能であり、第2始動条件が成立したことに基づいて第2識別情報(第2特別図柄等)の可変表示を実行可能な可変表示手段(第1特別図柄表示装置4A, 第2特別図柄表示装置4B等)と、

前記有利状態と、前記有利状態とは異なる特殊状態(小当たり遊技状態等)と、非特別状態と、前記非特別状態よりも前記特殊状態に制御されやすい特別状態(小当たりタイム等)とに制御可能な遊技状態制御手段(CPU103等)と、

遊技媒体が移動可能な経路のうち特定経路(第2流下経路128F002等)に設けられ、通過困難状態と通過容易状態とに変化可能な所定可変手段(可変入賞球装置6B等)と、

前記特定経路に設けられ、通過困難状態(閉状態)と通過容易状態(開状態)とに変化可能であり、前記特殊状態に制御されるときに通過容易状態に制御される特殊可変手段(特殊可変入賞球装置17等)と、

を備え、

前記特定経路には、前記所定可変手段が通過容易状態のときに通過可能な特定始動領域(可変入賞球装置6Bが有する第2始動入賞口A等)と、前記特定始動領域とは異なる領

域であって前記所定可変手段の状態によらずに通過可能な特別始動領域（固定入賞球装置 128F003 が有する第2始動入賞口B等）とが設けられ、

前記特定始動領域及び前記特別始動領域のいずれかを遊技媒体が通過したことに基づいて、前記第2始動条件が成立し、

前記第1識別情報の可変表示結果が導出表示されるときよりも前記第2識別情報の可変表示結果が導出表示されるときの方が、前記特殊状態に制御されやすく（図9-2等）、

前記特殊可変手段は、前記所定可変手段の下流側に配置され（図1の特殊可変入賞球装置17と可変入賞球装置6Bとの配置等）、

前記特別状態として、第1特別状態（第1KT状態等）と、前記第1特別状態よりも有利度が高い第2特別状態（第2KT状態等）とがあり（図9-11等）、

前記第2特別状態では、前記第1特別状態よりも前記所定可変手段が通過困難状態に制御される割合が高い（第1KT状態では通過ゲート41でのゲート通過検出に基づく抽選により普通電動役物（可変入賞球装置6B等）が開状態となるが、第2KT状態では通過ゲート41でのゲート通過検出に基づく抽選により普通電動役物（可変入賞球装置6B）が実質閉状態となる制御がされる等）。